

2021 年度前期 小樽商科大学

学部生・大学院生（私費外国人留学生）用

授業料免除のしおり

《目次》

I 制度の概要	・・・・・・・・ 2 ページ
II 申込対象者	・・・・・・・・ 2 ページ
III 結果通知について	・・・・・・・・ 2 ページ
IV 申請方法	・・・・・・・・ 2 ページ
(参考) 授業料免除願・家庭調書記入要領	・・・・・・・・ 6 ページ
(参考) 家計基準・学力基準について	・・・・・・・・ 10 ページ

— 注意事項 —

○ 授業料の支払いについて

授業料免除等申請者は、審査結果の通知を受けるまで授業料の支払いが猶予されます。したがって、その間、授業料を支払わないでください。

※前期は4月24日、後期は10月24日（銀行の休業日にあたる時は直前の営業日）に授業料の口座引き落としを行います。授業料免除等申請者については、これを行いません。

※支払済の授業料は、授業料免除を申請しても返還されません。

○ 大学からの連絡について

申請受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、追加で書類の提出等を指示することがありますので、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください

（学生支援係）TEL：0134-27-5245， メールアドレス：g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出された申請書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、免除の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。

※懲戒処分等の対象となる場合があります。

I 制度の概要

学部学生・大学院生（私費外国人留学生）については、本授業料免除および修学支援基金制度の二つの制度に基づき、授業料免除を実施します。

入学年度と令和元年度の授業料免除の有無により、取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

(1) 令和2年度入学生・令和3年度入学生

→修学支援基金制度に基づき、前期授業料の1/3の額を免除します。

(2) 令和元年度以前入学生（学部2～4年生）

①令和元年度に授業料が免除された者（経過措置）

→本学授業料除制度に基づき、前期授業料の全額又は半額を免除します。

②令和元年度に授業料が免除されなかった者

→修学支援基金制度に基づき、前期授業料の1/3の額を免除します。

(3) 大学院生

→本学授業料除制度に基づき、前期授業料の全額又は半額を免除します。

なお、授業料免除・徴収猶予の申請は、「前期」と「後期」の各期ごとに申請する必要があります。

II 申込対象者

以下の（1）～（4）のいずれかに該当している者が免除対象者となります。

(1) 経済的理由によって授業料の支払いが困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
ただし、以下の項目に該当する場合は、免除の対象になりません。

- ①前の期分の授業料を滞納している場合
- ②特別の理由なく同一の学年に留まっている場合
- ③特別の理由なく標準修業年限を超えている場合
- ④既に当該期分の授業料を支払った場合

(2) 独立行政法人学生支援機構令和元年度給付奨学生（旧制度）であった者のうち、独立行政法人学生支援機構令和2年度給付奨学生（高等教育の修学支援新制度）に採用されなかった者、又は、申請しなかった者（奨学金の給付が停止中である者を除く）

(3)授業料の納付期限（前期：4月末、後期：10月末）前1年以内において、学資負担者の死亡、離別、失職、退職、病気、事故等による家計急変があり、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の支払が著しく困難であると認められる場合

(4)上記(3)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※1上記(2)、(3)、(4)の場合であっても、「前の期分の授業料を滞納している場合」もしくは「既に当該期分の授業料を支払った場合」は免除の対象になりません。

※2 (1)の要件である「家計基準・学力基準」については、10ページの基準表を確認してください。

※3 基準表「家計基準・学力基準について」に記載されている要件を満たす場合であっても、免除実施予算額や申請者内での相対的な順位等により免除の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

Ⅲ. 結果通知について

・授業料免除の審査結果につきましては、8月中旬～8月下旬頃に通知する予定です。

・全額免除者については結果をメールで通知します
(キャンパススクエアに登録されたメールアドレス宛にメールを送信します)。

・一部免除者・不許可となった者については結果を書面で通知します(授業料関係通知送付先(本人または保護者)へ郵送します)。

・審査の結果、認定対象とならなかった、又は、免除額が一部のみの場合は、免除とならなかった授業料の残りの額(認定対象とならなかった者は授業料全額)を令和3年9月30日(木)までに納付しなければなりません。

IV. 申請方法

【手続きの概要】

① 「授業料免除・徴収猶予願及び家庭調書」の提出

提出期限：4月2日(金)～4月12日(月) 21:00 (郵送の場合は必着)

② 二次書類の提出 (所得証明書, 経済状況申告書, 在留カードの写し等)

提出期限：6月1日(火)～6月21日(月) 21:00 (郵送の場合は必着)

※授業料免除を申請する場合は①と②の期間にそれぞれ書類を提出する必要があります。(片方だけでは申請完了となりません)

① 「授業料免除・徴収猶予願及び家庭調書」の提出

ホームページから「授業料免除・徴収猶予願及び家庭調書」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入後、4月12日(月)までに学生センター内学生支援係窓口もしくは郵送(必着)で学生生活係宛まで提出してください。

記入に当たっては、6ページの「(参考) 授業料免除願・家庭調書の記入要領」を参考にしてください。

② 添付書類の提出

5ページの「添付書類一覧表」を参考に、添付書類を集めて、6月1日(火)～6月21日(月)の期間において、学生センター内学生支援係窓口もしくは郵送(必着)で学生生活係宛まで提出してください。

※郵送で提出する場合の宛先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号

小樽商科大学 学生支援課 学生支援係 宛

※「授業料免除・徴収猶予願及び家庭調書」及び「家族についての添付書類に係る様式」の場所

本学ホームページ→「在学生」→「入学料・授業料の免除、徴収猶予」
→「Ⅱ. 学部学生授業料免除(私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者(3浪以上の者))」 or 「Ⅲ. 大学院生 授業料免除」
→「○申込方法」の下

(添付書類一覧)

添付書類 No	区分	必要書類
1	全員	私費外国人留学生経済状況申告書 ※「2. 家計の状況」における授業料支出額は、免除を受けない前提での金額（44,650円）となります。
2	全員	在留カードの（写）（両面） ・在留カードについては、留学生本人が、コピーを用意してください。その際、裏面のコピー漏れがないように注意してください。 ※裏面に記載がなくても、必ず両面をコピーしてください。
3	全員	所得証明書（住民税及び前年の所得金額の記載があるもの） ・今年の1月1日時点で日本に住所がない方は、パスポートの個人情報（顔写真等）の記載があるページと査証（ビザ）のページの写しを提出してください。
4	該当者のみ	「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」 ・同居の兄弟等で国立大学または国立大学院の就学者がいる場合のみ提出してください。
5	その他	必要に応じて本学が提出を求める書類

※（写）と記載されている書類については、A4サイズにコピーしたもの（感熱紙不可）を提出してください。

※なお、提出された書類は返却できませんので、注意してください。

(参考) 授業料免除願・家庭調書の記入要領

○授業料免除願 記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

1. 署名等

本人氏名欄、家計支持者（原則父母）氏名欄は各自が署名してください。

2. 申請理由

- (1) 申請時現在の状態で、申請に至った理由、家庭調書で説明できない事情等を詳細に記入してください。
- (2) 家計支持者が無職等の場合は、その年月、生活費の出所等を所定欄に記入してください。
- (3) 風水害・火災の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容、被害額（経常的に支出増又は収入減となる年間金額。保険、損害賠償等によって補填された金額を除く。）を家庭調書の「特別控除関係」欄に記入してください。
- (4) 金額単位は、千円未満切り上げとすること。

○家庭調書 記入要領

4月1日時点の状況を下記により記入してください。

6月の追加書類提出時に変化があった場合は、その旨学生支援係にお知らせください。

1. 「就学者を除く家族」欄

下記の①～④を確認のうえ、就学者を除く家族全員について「自宅・自宅外」のいずれかに○を付け、「続柄」、「氏名」等を記入してください。

- ① 家計支持者（原則父母）と同居の兄弟姉妹、祖父母も記入すること。別世帯であっても同居している場合は、記入が必要です。
 - ・別居であっても、家計支持者と生計を一にする者も記入してください。
 - ・別居独立の兄弟等については、記入する必要はありません。
- ② 本人が家計支持者（原則、夜間主コース、大学院の社会人学生である独立生計者）である場合、所得に関する証明書及び父母等の扶養親族ではないことを確認できる書類として本人の健康保険証の写し、住民票（本人用ではなく、同一世帯分）を必ず添付すること。
- ③ 父又は母が死亡・生別の場合は、その年月等を「特別控除関係」欄に記入すること。
- ④ 「現在の収入形態」について、該当する項目が複数ある場合は、それぞれ○を付けること。
なお、前年の1月以降、該当するに至った場合は、その年月も記入すること。

2. 「本人以外の就学者」欄

10ページの「参考①」を確認のうえ、就学者全員について「続柄」、「氏名」、「学校名」、「学年※」等を記入し、各項目の該当する番号を○で囲んでください。※4月1日時点の学年で記入すること。

なお、予備校生等は、就学者には該当しませんので、注意してください。

兄弟等（小・中学生を除く。）が国立大学または国立大学院（公立・私立大学は除く。）に在学している場合は、証明を受けた「様式5 在学状況及び授業料免除状況証明書」に基づき、前年度（2020年4月～2021年3月）の授業料免除の有無等について記入すること。

●参考①

就学者とは、以下のア～クに在学する者であること。

ア 小学校

イ 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）

ウ 高等学校（通信制高等学校、放送大学の特修生、中等教育学校の後期課程を含む。）

エ 高等専門学校

オ 短期大学

カ 大学（大学通信教育部、大学院、専攻科、別科を含む。ただし、研究生、聴講生は除き、放送大学については全科履修生に限る。）

キ 盲、ろう、養護学校

ク 専修学校（高等課程、専門学校）

●注意

以下の学生等は、就学者として、認められないため「就学者を除く家族」欄に記入すること。

①各種学校（**予備校**など）生、②研究生、③聴講生、④科目等履修生、⑤浪人生、⑥防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校などの学生、⑦インターナショナルスクールの学生

●参考②

母子・父子世帯とは、家族構成が以下の何れかに該当する世帯であること。

ア 母又は父、就学者または18歳未満の子

イ 母又は父、就学者または18歳未満の子、60歳以上で経済力のない祖父母

ウ 祖父母、就学者または18歳未満の子

※長期療養、心身に障がいがある等の理由により経済力のない人は、「就学者または18歳未満の子」と同様に扱います。

●注意

以下の場合には母子・父子世帯となりません。

エ 母又は父、就学者または18歳未満の子、18歳以上の未就学者（「長期療養者」「心身に障がいがある」のどちらにも該当しない）

学部生（私費外国人留学生及び高等学校卒業後
2年を超えて入学した者（3浪以上の者））及び、大学院生用

授業料免除願

どちらかにチェックする。

入学年度を記入し、入学又は編入学のいずれかに○を付ける。

令和 年 月 日

小樽商科大学長 殿

提出年月日を記入する。

入学年度： 年度 ※ (入学)・編入学 □学部 □大学院 学年： 年次

本人氏名：

学生番号：

※本人が署名すること

本人
連絡先：

〒 - 住所：

TEL(携帯電話)： - -

FAX： - -

家計支持者氏名：

※家計支持者が署名すること
(留学生および社会人学生は
記入不要)

授業料免除・徴収猶予を申請するに至った事情を具体的に記入する。
※世帯を構成する一人ひとりの状況をそれぞれ記入すること。

家計支持者
連絡先：

〒 - 住所：

TEL： - -

FAX： - -

●申請内容

前期授業料免除を申請する。

※授業料免除を申請した場合、授業料徴収猶予も同時に申請したと取り扱います。

※徴収猶予が許可された場合、徴収猶予期限は9月末となります。

●申請理由：世帯一人ひとりの状況等について、本人が詳細に記入すること。

父は、不況の影響により、2020年3月末に解雇されました。2020年4月から再就職したものの給料は以前の半分程度に減少してしまいました。

母は、2019年5月から家計を支えるためにパートをしていますが、勤務時間が限られており、それほど多くの収入は得られません。

また、私は3人兄弟ですが、姉は国立大学、兄は専門学校に通っており収入はありません。私は、勉学に集中したいと考えておりアルバイトをする時間が限られています。奨学金も受けてはいますが、家計から私の授業料を支払うことができません。以上の理由により、授業料の免除をお願いいたします。

●家計支持者が無職等の場合、その年月、生活費の出所

家計支持者が無職の場合には、いつからその状況にあるのか、現在、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について記入する。

過去に休学したことがある場合に記入する。
休学の理由についても該当するものに○を付ける。

※休学歴がある場合、その期間・理由を記入
年 月～ 年 月
病気・留学・その他（ ）

※2020年度後期までの授業料納付状況

授業料： 納入済 ・ 未納

※未納がある場合は免除対象となりません

※前回の授業料免除状況

全額免除 ← 一部免除・半額免除・不許可・申請なし

前期までの授業料の納付状況について該当するものに○を付ける。

前回の授業料免除の申請の有無及び結果を記入する。

家庭調書

該当する項目に○を付ける。

該当する項目に○を付ける。
また、前年の1月以降に該当するに至った場合は、その年月を記入する。

続柄	氏名	年齢	現在の収入形態(該当するものすべてに○をつけてください)
本人		才	①大学生 2. 大学院生
就学者を除く家族	父	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2020年1月以降の就職・転職の有無：有()2020年2月～)・無 2020年1月以降の退職の有無：有(年 月～)・無
	母	才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2020年1月 前年12月以降、保険金等の臨時所得があった場合に○を付ける。 2020年1月 臨時所得 有・無
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2020年1月以降の就職・転職の有無：有(年 月～)・無 2020年1月以降の退職の有無：有(年 月～)・無
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2020年1月以降の就職・転職の有無：有(年 月～)・無 2020年1月以降の退職の有無：有(年 月～)・無
		才	給与・自営業等・年金・生活保護・失業手当・無職無収入・臨時所得 有・無 2020年1月以降の就職・転職の有無：有(年 月～)・無 2020年1月以降の退職の有無：有(年 月～)・無

申請日(前期：4月1日、後期：10月1日)現在の就学者について記入する。
前期に申請する場合は、3月卒業及び4月入学の兄弟についての誤記載に注意すること。

を記入してください。
だし、同居の祖父母等は記入し

国立の場合、前年度分の授業料免除の状況について、該当する項目に○を付ける。

続柄	設置区分	在学学校(学年)	前年度分授業料免除状況 ※国立の就学者のみ	
			前期	後期
本人以外の就学者	①国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 ④大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名 年	①無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 ③半額
	①国立 2. 公立 ③私立	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) ⑦専修学校(専門課程) 学校名 年	①無 2. 全額 3. 半額	①無 2. 全額 3. 半額
	1. 国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名 年	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額
	1. 国立 2. 公立 3. 私立	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 5. 高等専門学校 6. 専修学校(高等課程) 7. 専修学校(専門課程) 学校名 年	1. 無 2. 全額 3. 半額	1. 無 2. 全額 3. 半額

高校卒業後に入学する専門学校は、主に、専修学校(専門課程)。

(注1) 予備校生は就学者には該当しません。

特別控除関係	母子・父子世帯	父無： 生別・死亡(年 月) ※死亡の場合のみ、年月を記入してください。 母無： 生別・死亡(年 月) ※死亡の場合のみ、年月を記入してください。
	障がい者のいる世帯	続柄() 障がい者(障がい者手帳 有・無) 手帳番号()
		続柄() 障がい者(障がい者手帳 有・無) 手帳番号()
	長期療養者のいる世帯	続柄() 療養期間 年 月から ※1. 入院・2. 通院
		続柄() 療養期間 年 月から ※1. 入院・2. 通院
	家計支持者別居の世帯	続柄()
	火災・風水害等の災害を受けた世帯	被害年月日 年 月 日 被害内容
家計急変世帯	家計急変事由()	

(参考) 家計基準・学力基準

家計基準

例：5人家族（本人，父，母，妹，祖母）の場合の家計基準

1. 世帯の状況

家族区分		収入区分	収入額
父	給与所得者	年収額（源泉徴収票の支払金額）	年額 4,550,000 円
母	パート	年収見込証明書による年間収入金額	年額 1,532,000 円
妹	公立高校生・自宅通学	収入なし	
祖母	年金受給者・障がい者	年金受給額	月額 70,000 円

2. 所得計算

（必要経費控除額の計算は、「(参考)総所得の算定方法」における「(2) 必要経費」を参照）

家族	所得金額
父	年収額 4,550,000 円－必要経費控除額（4,550,000 円×0.3＋620,000 円）＝2,565,000 円
母	年収額 1,532,000 円－必要経費控除額（1,532,000 円×0.2＋830,000 円）＝395,600 円
祖母	年金受給額（年額）840,000 円（70,000 円×12 カ月）－必要経費控除額（840,000 円）＝0 円
所得金額（合計） 2,960,600 円・・・(A)	

3. 特別控除額の計算（裏面の「(3) 特別控除額」を参照）

- ・本人（自宅通学） →280,000 円
- ・妹（公立高校・自宅通学） →280,000 円
- ・祖母（障がい者） →860,000 円

特別控除額（合計） 1,420,000 円・・・(B)

4. 認定所得金額の計算

認定所得金額 (A) － (B) = 1,540,600 円・・・(C)

5. 収入基準額（裏面の「別表 授業料免除に係る収入基準額表」を参照）

5人家族の基準額（学部） 3,600,000 円・・・(D)

6. 判定結果

(C) － (D) 1,540,600 円－3,600,000 円 = -2,059,400 円 ※収入基準額を下回っている。

→判定結果：選考対象に該当

(参考) 総所得の算定方法

(1) 総所得金額

総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、(2)の「必要経費」及び(3)の「特別控除額」を差し引いて得た金額をいう。

世帯の総収入金額には学生本人の収入(奨学金を含む全ての収入)を含まないものとする。ただし、独立生計者と認定された学生(配偶者がいるときは、配偶者を含む。)にあっては、奨学金以外の収入及び父母等から給付を受けている金銭、物品などの金額を含むものとする。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額によることとし、これにより難しい場合は、独立行政法人日本学生支援機構の取扱いを準用する。

(2) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこととする。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む。)の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

- ・収入金額が104万円以下の場合→収入金額と同額とする。
- ・収入金額が104万円を超え200万円までの場合→収入金額×0.2+83万円
- ・収入金額が200万円を超え653万円までの場合→収入金額×0.3+62万円
- ・収入金額が653万円を超える場合→258万円

(注) 1 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

2 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)の購入費を控除する。なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額(粗収入)のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額(粗収入)に加算することとする。

また、家計仕向け分(自家消費)も販売価格で換算して含めるものとする。

④ その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業(開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6カ月間(※)における収入のみとする。

(※) 入学金免除・入学金徴収猶予の場合は、実施前1年間

(3) 特別控除額

・母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

A. 世帯を対象とする控除

特別の事情	特別控除額	
①母子・父子世帯であること。	490,000円	
②就学者のいる世帯であること。	・小学校児童1人につき 80,000円	
	・中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき 160,000円	
	・国、公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学 280,000円 自宅外通学 470,000円
	・私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	自宅通学 410,000円 自宅外通学 600,000円
	・国・公立高等専門学校学生1人につき	自宅通学 360,000円 自宅外通学 550,000円

	・私立高等専門学校学生 1 人につき	自宅通学 600,000 円 自宅外通学 800,000 円
	・国・公立大学学生 1 人につき ・自宅通学	自宅通学 590,000 円 自宅外通学 1,020,000 円
	・私立大学学生 1 人につき	自宅通学 1,010,000 円 自宅外通学 1,440,000 円
	・国・公立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 170,000 円 自宅外通学 270,000 円
	・私立専修学校高等課程生徒 1 人につき	自宅通学 370,000 円 自宅外通学 460,000 円
	・国・公立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 220,000 円 自宅外通学 620,000 円
	・私立専修学校専門課程生徒 1 人につき	自宅通学 720,000 円 自宅外通学 1,120,000 円
③障害者のいる世帯であること	障害者 1 人につき 860,000 円	
④長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。	
⑤主たる学資負担者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000 円を限度とする。	
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。	
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1 人につき 380,000 円。なお、その所得が 380,000 円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
(備考)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に申請者本人分は含めない。 ・ A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除（国立学校に係るもの）は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B 欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合は B 欄の金額と授業料納入金額との合計額が A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。 ・ 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種により A 欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。 ・ A 欄の控除については、該当する特別の事情が 2 以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。 		

B:本人を対象とする控除

(大学・大学院)
自宅通学 280,000 円 / 自宅外通学 720,000 円

●別表 授業料免除に係る収入基準額表

【大学】

【大学院博士前期課程及び専門職学位課程】

※ () 内は、博士後期課程

区分		
世帯人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

区分		
世帯人員	1人	1,820,000円 (2,540,000)
	2人	2,900,000円 (4,040,000)
	3人	3,340,000円 (4,670,000)
	4人	3,640,000円 (5,070,000)
	5人	3,930,000円 (5,480,000)
	6人	4,120,000円 (5,740,600)
	7人	4,320,000円 (6,020,000)

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

(備考)
世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円(280,000円)をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

学力基準

(学部)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度において次表に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から70%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から80%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

ただし、研究指導教員又は履修指導教員の推薦により、授業料免除を受けることで成績が好転する可能性が高いと認められる者については、前年度において以下に掲げる学修成績を修めた者とする。

学年	修得単位数	GPA
2年次	31単位以上	本人の属する学年全員の最上位から75%以内 （「3. 学力基準の特例（1）」に該当する場合は、本人の属する学年全員の最上位から85%以内）
3年次	31単位以上	
4年次	25単位以上	

3. 学力基準の特例

（1）2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女

（2）「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に関わらず、前年度の修得単位数のみで判断することが適当でないと認められる場

(大学院)

1. 1年次生及び編入学・再入学当初の年度の場合

本学入学試験に合格した者とする。

2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）

前年度までに次表に掲げる単位数を修得し、かつ、前年度までの累積 GPA が2.1以上（「3. 学力基準の特例」に該当する場合は1.9以上）の者とする。

ただし、当該学生の成績評価にGPAが用いられていないときは、GPAの算出式によって得た値により判定する。

所属	修得単位数
博士前期課程	16単位以上
アントレプレナーシップ専攻	18単位以上
博士後期課程	6単位以上

3. 学力基準の特例

2年次生以上（編入学・再入学当初の年度を除く）であって、次のいずれかに該当し経済的困窮度が著しく高く、家計基準及び「2. 2年次生以上の場合（編入学・再入学当初の年度を除く）」に定める単位数を修得している場合は、学力基準を緩和し、特例として免除の対象とすることができる。

- （ア）母子又は父子世帯で生活困難な者
- （イ）生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- （ウ）本人が障害者
- （エ）原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女